日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 国際医療福祉大学
②設置大学名称	国際医療福祉大学
③担当部署	東京事務所 企画部
④問合せ先	03-5574-3939 または kyoumukikaku-ml@g.iuhw.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和８年９月 17 日
⑥点検結果の公表日	令和８年９月 18 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.iuhw.ac.jp/about/kifukoui/index.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ.「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神である「共に生きる社会」の実現を踏まえた基本理念及び教育目的等について、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。 （掲載先：https://www.iuhw.ac.jp/about/index.html）
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを踏まえた教育課程の編成を行っており、各学科においてシラバス等を用いて授業の到達目標、授業計画、成績評価方法など教育内容・方法を明確にしている。また、自己点検・評価による評価結果に基づき、関係する各委員会等において、教育の質の向上や学修環境の整備を行っている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は大学の管理・運営全般の職務を担っており、加えて理事会の構成員となっており、学校法人の業務の執行にも当たっている。また、複数の副学長を配置し、学長の職務を補佐している。さらに、学部長、学科長を置き、学部・学科の運営について処理している。以上のように教学組織の適切な分散と責任の明確化を図っている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	大学の教育研究等の状況を点検評価する自己点検・評価委員会、教学関係を審議等する教務委員会や学生委員会、大学の管理運営について審議する管理運営委員会などは教職員で構成されており、教職協働体制により教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を行っている。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教育方法の改善及び教員の資質向上のためFD研修（ファカルティ・ディベロップメント）を毎年実施している。また、教職員個々の質の向上及び組織運営の強化を図るためにSD研修（スタッフ・ディベロップメント）を実施している。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性	建学の精神を踏まえ、本学の使命・目的を達成するために６年間の中期目標・中期計画を策定し、これを推

のある計画の策定	進するため具体的な事業計画を作成している。
実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	学長を委員長とし、原則毎月１回開催している自己点検・評価委員会において、中期計画の進捗状況を報告、管理しており、その結果を定期的にホームページで公表している。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づき、保健医療福祉の分野において社会の要請に応え得る高い知識、優れた技能と人間性を併せ備えた有為な専門職業人の育成を実現すべく、学生、社会人、留学生、帰国生徒に対して学修の機会を提供している。毎年多くの国家試験合格者を輩出しており、就職率も 100%である。
実施項目２－１②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学の基本理念のひとつである「社会に開かれた大学」の実現のため、地域社会との緊密な連携を図りつつ、本学が有する人的資源、知的財産、施設等を活用して、地域社会における人材の育成、技術開発等に貢献するなど「生涯教育の拠点」としての役割を果たしている。５キャンパス全てで様々な地域協働活動を行っており、市民公開講座や研修、講師派遣、地元ライオンズクラブとの協定、祭事などの地域行事への参加、ボランティア活動を通じて、地域医療・福祉の発展と市民との交流・支援を推進している。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	病める人も、障害を持つ人も、健常な人も互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」の実現を建学の精神としており、学生は授業や実習等で、教職員は業務等あらゆる場面において多様な価値観を受容できる状況を整えている。
実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現、女性活躍推進の観点から、副学長、評議員、学科長等への女性の登用、事務職における管理職登用などを行っている。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、私立学校法に基づいた理事の資格及び構成を定めており、理事の選任は評議員会の意見を踏まえ理事選任機関で行うこととしている。また、理事会において理事長を選任し、この法人を代表しその業務を総理すると定めている。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為において、理事会の招集、運営、決議を定めており、透明性を確保している。また、評議員会との関係について、決議を要するものを明確化しており、協働体制を確立している。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事への情報提供は適宜適切な方法により日常的に行っている。また、日本私立大学協会主催による様々な研修に参加している。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、評議員会で監事を選任することとし、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者と定めている。また、会計監査人の選任の議案は監事が決定し、評議員会で選任すると定めており、いずれも選任の明確化及び選任過程の透明性を確保している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「内部監査内規」を定め、監査部を設置している。監査部は監事及び会計監査人と連携し、的確かつ効率的な実施に努めている。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監査情報の共有は、監査報告書の監事等への送付により行っている なお、公的研究費の監査内容については、監事に直接説明するとともに、「研究活動の不正行為への対応等の取組状況に係るチェックリスト」（文部科学省へ提出）及び「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドラインに基づく体制整備自己評価チェックリスト」（文部科学省、厚生労働省へ提出）についても併せて説明している。また、研修会も開催している。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、私立学校法に基づいた評議員の構成を定めており、職員及び卒業生は理事会で、学識経験者は理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任すると定めている。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為において、評議員会の職務、開催、招集、運営、決議について明確に定めており、透明性を確保しつつ、理事会との協働体制が確立されている。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人運営の適切さを判断するに必要な情報について、評議員会において、理事会における議案、資料、決議事項などを報告し、情報提供している。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	ハラスメント防止委員会や研究管理室を設置するとともに、ハラスメント防止講習会やコンプライアンス研修・倫理講習等を実施して不祥事防止に努めている。また、定期的に防災訓練を実施するとともに、災害対策マニュアル等の整備に取り組んでいる。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令等を遵守し、法人及び大学運営に努めている。また、「学校法人国際医療福祉大学公益通報等に関する規程」を設けるとともに、通報への対応のため、コンプライアンス窓口を設置している。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	社会的に大きな組織体である大学が関係者、社会の認識から乖離しないよう、情報公開は重要な意味を持つと位置づけている。そのため、ウェブサイトでは、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、財務情報、規程等、各種情報を掲載している「大学について」を Menu の一番上に配置している。 （掲載先：https://www.iuhw.ac.jp/about/index.html）
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための	大学全体のウェブサイトにおいては情報項目ごとの表示を行うと同時に、各キャンパスのウェブサイトでは受験生、

公開の工夫	在学生・卒業生、医療関係・企業などステークホルダー別に情報を取りまとめるなど、求める情報にアクセスしやすい工夫を行っている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明